

サンプル等の持込みについて

(1) 事前連絡

- ・持込むサンプル等について事務局に事前連絡し、持込み承認を受けること。
- ・プレゼンテーション会場等の諸条件を確認し、持込み可能なサンプル等を準備すること。(現地確認する場合は、事務局が案内する。)

(2) 持込み可能なサンプル等

- ・プレゼンテーション会場への搬入および搬出が迅速にできるものであれば、大型、小型に関わらず持込み可とする。(搬入・搬出要員は自社で準備すること。)
- ・サンプル品に破損等が生じても、村は一切の責任を負わない。

(3) 搬入

- ・当日搬入ができないものは、7月25日(金)に審査会場または審査会場近くのスペースに搬入すること。ただし、搬入の時刻は、他の参加者の搬入時刻と重ならないように、村が指定する。
- ・大きな布等を持参し、搬入したサンプル品等を覆い隠せるようにすること。

(4) 搬出

- ・プレゼンテーション・ヒアリングが終了後、10分以内で会場から搬出すること。
- ・当日、プレゼンテーション終了時に搬出できない場合は、7月29日(火)日までに搬出できるよう段取りすること。